住民避難に係る意思決定の流れ（施設敷地緊急事態）

資料19

主要イベント	官邸	ERC	OFC	佐賀県	玄海町・唐津市	長崎県・松浦市	福岡県
9/1 09:00 波浪警報発令 9/2 09:00 波浪注意報切替 9/3 07:30 地震発生 07:33 津波注意報発令 08:10 津波注意報解除 08:32 道路被災情報 （町道座川内切木線、県道32号、国道204号県道33号他全面通行止め） 08:42 要避難者要請文発出		施設敷地緊急事態要避難者への避難準備要請		対象住民への避難準備要請	対象住民への避難準備要請	対象住民への避難準備要請	
				施設敷地緊急事態における実施方針（案）の策定	実施方針案の確認	実施方針案の確認	実施方針案の確認
		TV会議（ERC、佐賀県、玄海町、唐津市、長崎県、松浦市、福岡県） ・施設敷地緊急事態における実施方針（案）の決定					
10:50 原災法10条通報	原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部会議 ・要請文発出を決定、実施方針の確認						
11:17 施設敷地緊急事態要避難者の避難等要請 住民の避難準備要請	・施設敷地緊急事態要避難者への避難要請 ・全面緊急事態に備えた避難等の準備要請		佐賀県副知事到着	対象住民への避難要請、避難等準備要請	対象住民への避難要請、避難等準備要請	対象住民への屋内退避準備要請	対象住民への屋内退避準備要請
			第1回現地事故対策連絡会議 ・施設敷地緊急事態における実施方針の確認				
	非常災害対策本部会議・原子力事故合同対策本部会議（内閣府8号館） ・情報共有、10条事象、避難要請等の説明、被害状況、現地活動状況、今後の対応、活動部隊への留意事項、プラント状況・見通し、モニタリング情報等						
			内閣府副大臣(原子力防災担当)OFC到着(OFCの体制確立)	全面緊急事態における実施方針（案）の策定	実施方針案の確認	実施方針案の確認	実施方針案の確認
			第2回現地事故対策連絡会議 ・施設敷地緊急事態に伴う状況報告、全面緊急事態における実施方針(案)の決定				
14:50 原災法15条通報 15:35 原子力緊急事態宣言 PAZ及びPAZに準じた防護措置を実施する地域住民への避難指示、安定ヨウ素剤服用指示	公示・指示発出 原子力緊急事態宣言 原子力災害対策本部・非常災害対策本部合同会議 ＊北朝鮮の核実験に伴う政府としての緊急事案への対処を優先するため、官邸で実施する訓練について場所と参加者を変更			対象住民への避難指示	対象住民への避難指示	対象住民への屋内退避指示	対象住民への屋内退避指示
			第1回合同対策協議会全体会議 ・全面緊急事態における実施方針の確認、各市町準備状況報告				

施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針（佐賀県）

資料20-1

施設敷地緊急事態要避難者の防護措置（佐賀県）

九州電力株式会社玄海原子力発電所のＰＡＺにおける、以下の施設敷地緊急事態要避難者を対象に避難を実施（対象：２市町７３５人）

- ü　医療機関及び社会福祉施設の入所者
- ü　在宅の避難行動要支援者
- ü　安定ヨウ素剤を服用できない者

＜避難等に際しての基本的考え方＞

- ９月３日７時３０分に佐賀県北部にて地震が発生。地震被害からの安全確保を優先し、安全が確保された場合にのみ防護措置を実施。
- 学校、保育所は休校等を判断。通学前の生徒・児童は保護者と行動し、通学後の生徒・児童等は学校等にて保護者へ引き渡し済。

【玄海町】

- ＰＡＺ内の施設敷地緊急事態要避難者（保育所の園児及び無理に避難すると健康リスクが高まる要配慮者を除く）は、在宅の避難行動要支援者は小城市内の避難先施設（８施設）へ、医療機関（１施設）は県内の災害拠点病院（７施設）へ、福祉施設（２施設）は佐賀市、多久市及び小城市内の避難先施設（５施設）へ避難を実施。避難は支援者の車両又は自治体等が手配するバス及び福祉車両を使用。
- 無理に避難すると健康リスクが高まる要配慮者（社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者の一部）は、近隣の放射線防護対策を講じた屋内退避施設（玄海園、ひぜん荘）において、避難の準備が整うまで屋内退避を実施。その上で、本人の容体、避難用車両、避難先等の避難体制が整い次第、避難先へ避難を実施。
- 安定ヨウ素剤を携行していない者に対しては緊急配布場所（各集合場所）において緊急配布を実施。

施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針（佐賀県）

資料20-2

【唐津市】

- ＰＡＺ内の施設敷地緊急事態要避難者（学校、保育所の児童・生徒等及び無理に避難すると健康リスクが高まる要配慮者を除く）は、在宅の避難行動要支援者は江北町及び白石町内の避難先施設（１０施設）へ、福祉施設は佐賀市、小城市及び江北町の避難先施設（５施設）へ避難を実施。避難は支援者の車両又は自治体等が手配するバス及び福祉車両を使用。
- 無理に避難すると健康リスクが高まる要配慮者（社会福祉施設入所者、在宅の避難行動要支援者）は放射線防護対策を講じた屋内退避施設（宝寿荘、ちんぜい荘、ひぜん荘）において、避難の準備が整うまで屋内退避を実施。その上で、本人の容体、避難用車両、避難先等の避難体制が整い次第、避難先へ避難を実施。
- 安定ヨウ素剤を携行していない者に対しては緊急配布場所（各集合場所）において緊急配布を実施。

一般住民への措置

- ＰＡＺ内の一般住民には避難準備を要請。

施設敷地緊急事態における避難の実施方針（佐賀県）

資料21

○玄海町及び唐津市のPAZ内の避難対象者※は、陸路にて避難先（玄海町は小城市・佐賀市・多久市、唐津市は江北町・白石町・佐賀市及び小城市）へ避難。
○避難対象者※のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる要配慮者は、各放射線防護対策施設にて屋内退避。

※避難対象者…施設敷地緊急事態要避難者

1．避難等対象者数

関係自治体		対象者数		避難先
		施設敷地緊急事態要避難者数（うち職員・支援者数）	要支援者内訳	
佐賀県	玄海町	549人（242人）	医療機関：1施設8名、社会福祉施設：2施設109名、在宅：174名、安定ヨウ素剤服用不適切者：16名　合計307名	小城市 佐賀市 多久市
佐賀県	唐津市	756人（328人）	医療機関：なし、社会福祉施設：2施設98名、在宅：290名、安定ヨウ素剤服用不適切者：40名　合計428名	江北町 白石町 佐賀市 小城市
合　計		1,305人（570人）	要支援者数　合計735名	

※対象者には無理に避難すると健康リスクが高まる要配慮者を含む

参考．避難手段の確保状況

関係自治体		避難手段内訳			
		バス		福祉車両	
		必要台数	確保済台数	必要台数	確保済台数
佐賀県	玄海町	8台	8台	18台	18台
佐賀県	唐津市	9台	9台	19台	19台

参考．玄海町集合場所（計15箇所）
外津漁村環境改善総合センター、中通公民館、下宮公民館、値賀第1コミュニティセンター、仮立公民館、値賀川内公民館、小加倉公民館、栄公民館、花の木公民館、値賀第2コミュニティセンター、玄海園、
浜野浦公民館、大薗公民館、仮屋コミュニティセンター、石田公民館

参考．唐津市集合場所（計12箇所）
旧加部島小学校、片島バス停前、旧呼子中学校、横竹公民館、名護屋大橋駐車場、桃山天下市駐車場、野元出荷所、農協名護屋支所出荷所、鎮西石室運動広場、京泊地域活性化センター、鎮西漁協波戸支所、串出荷所

※対象地域の陸路避難は、道路被害等による通行規制を踏まえても避難経路は確保されている状況

施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針（長崎県）

資料22-1

施設敷地緊急事態要避難者の防護措置（長崎県）

九州電力株式会社玄海原子力発電所のＰＡＺに準じた防護措置を実施する地域における、以下の施設敷地緊急事態要避難者を対象に避難を実施
（対象：１市(松浦市鷹島・黒島) １０７人）

- ü 医療機関及び社会福祉施設の入所者
- ü 在宅の避難行動要支援者
- ü 安定ヨウ素剤を服用できない者

＜避難等に際しての基本的考え方＞

- ９月３日７時３０分に佐賀県北部にて地震が発生。地震被害からの安全確保を優先し、安全が確保された場合にのみ防護措置を実施。
- ９月２日９時００分から波浪注意報継続中。黒島港からの海路避難について運航管理者は現在航行できない状態との判断。
- 学校、保育所は休校等を判断。通学前の生徒・児童は保護者と行動し、通学後の生徒・児童等は学校等にて保護者へ引き渡し済み。

施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針（長崎県）

資料22-2

【松浦市鷹島】

- 施設敷地緊急事態要避難者（学校、保育所の児童等及び無理に避難すると健康リスクが高まる要配慮者を除く）は、在宅要支援者は東彼杵郡波佐見町の避難先施設（３施設）へ、医療機関は佐世保市内の佐世保市総合医療センターへ、福祉施設は佐世保市内の避難先施設（１施設）へ避難を実施。避難は支援者の車両又はバス及び福祉車両を使用。
- 無理に避難すると健康リスクが高まる要配慮者（医療機関、在宅の避難行動要支援者）は、放射線防護対策を講じた屋内退避施設「水仙苑」において、避難の準備が整うまで屋内退避を実施。その上で、本人の容体、避難用車両、避難先等の避難体制が整い次第、避難先へ避難を実施。
- 安定ヨウ素剤を携行していない者に対しては緊急配布場所（各バス集合場所）において緊急配布を実施。

【松浦市黒島】

- 施設敷地緊急事態要避難者（在宅の避難行動要支援者）は、黒島港からの海路避難が可能となるまでの間、放射線防護対策を講じた屋内退避施設である黒島住民センターにおいて、屋内退避を実施。
- 気象条件の回復等により海路避難が可能となった後に波佐見町の避難先施設（３施設）へ海路及びバスによる避難を実施。

一般住民への措置

- 松浦市鷹島・黒島の一般住民には避難準備を要請。

施設敷地緊急事態における避難の実施方針（長崎県）

資料２３

○長崎県松浦市鷹島（PAZに準ずる区域）の避難対象者※は、陸路にて避難先（東彼杵郡波佐見町及び佐世保市）に避難。
○長崎県松浦市黒島（PAZに準ずる区域）の避難対象者※は、波浪注意報発表中により屋内退避を実施。天候回復後、避難体制が整い次第、海路により避難先（波佐見町）に避難予定。
○避難対象者※のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる要配慮者は、各放射線防護対策施設にて屋内退避。

※避難対象者… 施設敷地緊急事態要避難者

1．避難等実施状況

関係自治体		対象者数		避難先
		施設敷地緊急事態要避難者及び支援者数（うち職員・支援者数）	要支援者内訳	
長崎県	松浦市鷹島	160人（61人）	医療機関：1施設19名、社会福祉施設：1施設13名、在宅：47名、安定ヨウ素剤服用不適切者20名　計99名	東彼杵郡波佐見町、佐世保市
長崎県	松浦市黒島	14人（6人）	医療機関：なし、社会福祉施設：なし、在宅6名、安定ヨウ素剤服用不適切者2名　計8名	―（屋内退避）
合　計		174人（67人）	合計　107名	

※　対象者には無理に避難すると健康リスクが高まる要配慮者を含む

参考．避難手段の確保状況

関係自治体		避難手段内訳					
		バス		福祉車両		船舶	
		必要台数	確保済台数	必要台数	確保済台数	必要隻数	確保済隻数
長崎県	松浦市鷹島	3台	3台	14台	14台	―	―
長崎県	松浦市黒島	1台	1台	―	―	1隻	1隻

参考．松浦市鷹島集合場所（計2箇所）

鷹島スポーツ・文化交流センター、船唐津公民館

施設敷地緊急事態要請文

資料２４

訓　練

要　請

平成 29 年　9 月　3 日　11 時　17 分

佐賀県知事　殿
長崎県知事　殿
福岡県知事　殿
玄海町長　殿
唐津市長　殿
伊万里市長　殿
松浦市長　殿
佐世保市長　殿
平戸市長　殿
壱岐市長　殿
糸島市長　殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部長

九州電力株式会社から玄海原子力発電所第４号機において原子力災害対策特別措置法第１０条第１項に定める事象が発生したとの通報を受け、当該事象が原子力災害対策指針に定める施設敷地緊急事態に該当すると判断したことから、下記のとおり対応するよう要請する。

記

・九州電力株式会社玄海原子力発電所のＰＡＺ及びＰＡＺに準じた防護措置を実施する地域に該当する市町の住民であって施設敷地緊急事態要避難者は、安定ヨウ素剤の配布を受け避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、屋内退避すること。当該地域の一時滞在者であって自家用車等で帰宅できる者は安定ヨウ素剤の配布を受け帰宅すること。
なお、海路による避難を実施する地域において気象条件によりその実施が困難な場合は、屋内退避をし、気象条件の回復等により安全が確保される場合には海路等による避難をすること。

避難等に際しての基本的考え方（人命へのリスクを踏まえ、波浪及び地震からの安全確保を優先）に基づく要請

・九州電力株式会社玄海原子力発電所のＰＡＺ及びＰＡＺに準じた防護措置を実施する地域に該当する市町の住民であって施設敷地緊急事態要避難者は、安定ヨウ素剤の配布を受け避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、屋内退避すること。当該地域の一時滞在者であって自家用車等で帰宅できる者は安定ヨウ素剤の配布を受け帰宅すること。
なお、海路による避難を実施する地域において気象条件によりその実施が困難な場合は、屋内退避をし、気象条件の回復等により安全が確保される場合には海路等による避難をすること。
また、屋内退避にあたっては、地震による家屋の倒壊等により自宅での屋内退避の実施が困難な場合は、地震による影響がない安全な近隣の指定避難所等における屋内退避等を実施すること。

・九州電力株式会社玄海原子力発電所のＰＡＺ及びＰＡＺに準じた防護措置を実施する地域に該当する市町の住民（施設敷地緊急事態要避難者を除く。）は、避難準備を実施すること。

・九州電力株式会社玄海原子力発電所のＰＡＺ及びＰＡＺに準じた防護措置を実施する地域に該当する市町の住民（施設敷地緊急事態要避難者を除く。）に対する安定ヨウ素剤の配布準備を実施すること。

・九州電力株式会社玄海原子力発電所のＵＰＺに該当する市町の住民は、屋内退避の準備を実施すること。当該地域の一時滞在者であって自家用車等で帰宅できる者は帰宅すること。

・九州電力株式会社玄海原子力発電所のＰＡＺ、ＰＡＺに準じた防護措置を実施する地域及びＵＰＺに該当する市町の住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

国の職員・専門家の緊急輸送（入間基地～福岡空港）

資料25-1

自衛隊機（C-１)へ搭乗

入間基地を離陸

福岡空港へ着陸

自衛隊機（C-１）より降機

国の職員・専門家の緊急輸送（福岡空港～松浦河畔公園～佐賀県ＯＦＣ）

資料25-2

自衛隊機（ＣＨ-４７）への搭乗

福岡空港を離陸

佐賀県ＯＦＣへ到着

施設敷地緊急事態における中央合同庁舎第8号館での活動状況

資料26

非常災害対策本部・原子力事故対策本部合同会議

非常災害対策本部・原子力事故対策本部合同会議

施設敷地緊急事態におけるＥＲＣでの活動状況

資料２７

総括班と住民安全班の調整

総括班と医療班の調整

オンサイトＴＶ会議による１５条事象の認定

プラント班による１５条事象発生の館内放送

施設敷地緊急事態におけるＯＦＣでの活動状況

資料２８-１

第１回現地事故対策連絡会議（関係者との情報共有）

第１回現地事故対策連絡会議（関係者との情報共有）

施設敷地緊急事態におけるＯＦＣでの活動状況

資料２８-２

現地本部長への報告

被害状況の把握

プラント状況の把握

実動組織との調整・連携

施設敷地緊急事態におけるＯＦＣでの活動状況

資料２８-３

第２回現地事故対策連絡会議（内閣府副大臣（原子力防災担当）到着後）

第２回現地事故対策連絡会議（内閣府副大臣（原子力防災担当）到着後）

施設敷地緊急事態におけるＥＭＣでの活動状況

資料２９

防災専門官による緊急時モニタリング状況の確認

ＥＭＣと長崎県現地本部との情報共有

緊急時モニタリング実施計画の立案